

令和6年4月1日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは単なるトラブルではなく、安心と自信と自由を脅かす絶対に許されない人権侵害であり、差別問題である。いじめは影響力の悪用・乱用によって発生する現象であり、子供・大人を問わず、どこにでも、誰にでも起こり得る問題である。いじめへの取組は国民的な課題であり、自分たちの問題として切実に受け止め、互いを認め合える人間関係や学校風土を児童・生徒・教職員自ら作り出していこうとすることが大切である。

その実現のために、学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」、「学校いじめ防止基本方針」等の正しい理解に基づく確実な対応を行う。また、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に基づく取組を強化・徹底し、いじめ防止対策が形骸化することのないよう、取組状況について、不断に検証し改善を図っていく。

- (1) いじめは絶対に許されないとの認識に立ち、学校一丸となって組織的に対応する。
- (2) いじめは見ようとしなければ見えないとの認識に立ち、保護者や地域と連携して早期発見に努める。
- (3) いじめの被害を受けている児童・生徒を徹底して守り通すという姿勢を内外に明確に打ち出す。
- (4) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられるように、児童・生徒・教職員への働きかけを強める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速で的確な組織的対応を目的とし設置する。

② 所掌事項

学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項

③ 会議

原則として4月、7月、9月、12月、3月を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

④ 委員構成

校長が、副校長、経営企画課長、主幹教諭、学部主任、学部副主任、養護教諭、コーディネーター、該当ケース関係教職員から任命する。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、関係機関と連携を図りながら取組を進めるために設置する。

② 所掌事項

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

③ 会議

学校いじめ対策委員会の要請に応じて適宜開催する。

④ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、学部主任、学部副主任、養護教諭、コーディネーター、該当ケース関係教職員、必要に応じて保護者代表、福祉関係署職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）、ソーシャルワーカー、保護司等の関係機関職員、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① いじめ防止の取組を組織的・継続的に行い、校内にいじめを許さない機運を醸成する。また、学校だより、生活指導部だより、ホームページ等でいじめ防止の取組を保護者や地域に周知する。
- ② 全ての教育活動で豊かな情操を培い、人権尊重意識や規範意識を身に付けさせる指導を行う。
- ③ 児童・生徒が自信をもって活躍できるよう、「分かって動ける授業」を目指し、学校全体で授業改善に関わる取組を推進する。
- ④ 教職員は校内研修等で特別支援教育に関する専門性の向上を図り、児童・生徒の安心感を大切にしたい取組を推進する。
- ⑤ 保護者や地域と連携し、思いやりの気持ちや生命尊重の態度、自己有用感の育成等、児童・生徒の自律性の基盤を培うための取組を推進する。
- ⑥ 高等部生徒会と連携し、集会等でいじめ防止について話をするとともに、いじめ防止のためのスローガンやポスターの作成・掲示等を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ① 学校いじめ対策委員会は一人一人の教職員の気付きや児童・生徒の情報を共有し、組織的に迅速な対応をする。
- ② 学校サポートチームは学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図る。
- ③ 教職員は児童・生徒が相談する相手を選ぶことができるようにしたり、自己の思いを表現できる環境づくりに努めたりするなど、児童・生徒への相談活動を充実させる。
- ④ 生活指導部は6月、11月、2月の「ふれあい月間」や、「心の日」での聞き取りを通じ、いじめの兆候を見逃さないようにアンケート等による児童・生徒・教職員への聞き取りを行い、児童・生徒・教職員からの相談を受ける。
- ⑤ 学校生活の全体を通じ、児童・生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう、年間3回以上「いじめに関する授業」を実施する。
- ⑥ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくりを行う。
- ⑦ 教職員は児童・生徒の言動を丁寧に観察し、保護者からの情報を真摯に受け止め、早期発見に努める。
- ⑧ 教職員は校内研修等でいじめへの対応を学び、いじめを見かけたら直ちに止めに入ることやいじめの被害を受ける児童・生徒を徹底して守り通すこと等を実践できるようにする。
- ⑨ 教職員間で情報が行き来するシステムを構築し、早期発見と連携に努める。
- ⑩ 保護者や地域との情報交換を定期的に行い、早期発見と連携に努める。

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめの被害を受けた児童・生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を迅速に行う。
- ② いじめの被害を受けた児童・生徒や保護者に対する支援を迅速に行う。
- ③ 校長は事実に基づき、いじめの被害を受けた児童・生徒や保護者に対して説明責任を果たす。
- ④ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び保護者に対する助言を行う。
- ⑤ 被害児童・生徒や加害児童・生徒の周囲にいる児童・生徒に対する働きかけを強化する。
- ⑥ 地域や関係機関との情報交換を綿密に行い、連携を強化する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるものについては警察等の関係機関に相談し、協力を要請する。
- ⑧ 重大事態につながるようにするために、インターネットを通じて行われるいじめへの対応に留意する。

(4) 重大事態への対処

全ての教職員は日頃から法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。そのうえで、いじめられた児童・生徒の安全、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、重大事態へ発展することを防止する。いじめにより、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、長期間の欠席を余儀なくされている場合など、重大事態に発展した場合には、保護者、地域、関係機関、教育委員会と直ちに連携し、いじめの被害を受けた児童・生徒の保護及びケアを行うとともに、いじめを行った児童・生徒への働きかけを強化する。また、事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査及び再調査への協力を行い、教育委員会等への報告を行う。

5 教職員研修計画

(1) いじめに関する校内研修会

いじめに関する校内研修会を年3回実施する。研修会では、「いじめ総合対策【第2次】下巻実践プログラム編」等を活用して、いじめの定義、未然防止のための方法、いじめが起きたときの対応等、具体的に適切な対応の仕方を学び、いじめへの鋭敏な感覚と的確な指導力を身に付ける。また、経験年数や職層に応じた研修を実施し、組織的な対応をとれるようにする。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校だよりや保護者会等の活用

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく学校の取組や外部相談機関の連絡先等を、学校だより、生活指導部だより、ホームページ、保護者会等を通じて保護者に知らせ、連携・協力を呼びかける。

また、研修会等で得たいじめ防止のための有益な情報を、前述の方法で保護者に積極的に提供し、啓発活動を推進する。

(2) 保護者相談の実施

学校は、保護者の相談しやすい環境を整備するとともに、教職員による個別の保護者相談を実施し、保護者との連携・協力関係を推進する。

(3) 保護者に対するケアの具体的方策

いじめの被害を受けた児童・生徒の保護者に対し、被害の詳細な事実確認と精神的な支援を行うことを約束し、説明責任を果たす。

また、いじめを行った児童・生徒の保護者に対し、児童・生徒への組織的・継続的な観察と指導を行うことを説明し、規範意識や共感性が身に付くような指導を行い、行動変容につなげる。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用による取組の計画

いじめ問題の解決のために、近隣住民、自治会役員、PTA役員、同窓会役員、地域放課後等デイサービス職員等、地域人材との連携を推進する。

(2) 児童相談所・警察等との日常的な連携の在り方

日頃から子ども家庭支援センター職員や児童相談所児童福祉司、警察署スクールサポーター等と連絡をとり合い、連携を深めて、必要なときに助言をいただける関係を構築し維持する。

(3) 警察への通報の在り方

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への通報を躊躇せずに行い、警察と連携・協力して対処する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価の方法

いじめ防止等に関する取組を学校評価で取り上げる。評価にあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、実態の把握や措置が適切に行われるように配慮する。いじめ問題への基本的な考え方や段階に応じた具体的な取組等に対し、教職員や保護者から評価を受けるものとする。

(2) 基本方針の改善の方策

学校評価を学校いじめ対策委員会で分析し、いじめ防止基本方針に反映させるとともに、次年度のいじめ防止等に関する取組を改善する。

(附則)

令和6年3月29日 一部改訂